

## 2 市民まちづくり塾

### (1) 目的

「三次市総合計画」の策定にあたり、「情報共有（学び、考え）、参加（話し合い）、行動（取り組む）」することで、対話と協働によりめざすべき将来の理想の姿を創造するため、「市民まちづくり塾」を開催しました。

市民まちづくり塾では、まち・ゆめ基本条例に示されているまちづくりの目標別に6つの分野に分かれて、「理想のまちの姿」や「実現に向けた取組」について、話し合いました。

### (2) 検討の経緯

年月日	回	主な内容
平成24年	10月25日	第1回 (全体会) ・講演「三次市の今後のまちづくりを考える」 講師：広島大学 伊藤敏安教授 ・グループ協議 「まちづくり塾委員での意見交換」
	11月15日	第2回 ・グループ協議 「まちづくりの課題について考える」 ～市民と行政で課題の共有化を図る～
	12月3日	第3回 (全体会) ・講演 「社会環境の変化の中で三次市はどうあるべきか ～三次の未来は女性とシニア層にあり～」 講師：(株)日本総合研究所研究員 藻谷浩介氏
平成25年	1月16～18日	第4回 ・グループ協議 「まちづくりの課題について考える（その2）」 ～市民と行政で課題の共有化を図る～
	2月13～18日	第5回 ・グループ協議 「みんなで協働して取り組むことを考える」 ～市民と行政の役割分担を考える～
	3月2日	第6回 (全体会) ・講演 「地域再生の道 ～三次のためにあなたができること～」 講師：明治大学農学部 小田切徳美教授
	3月12～18日	第7回 ・グループ協議 「みんなで協働して取り組むことを考える（その2）」 ～市民と行政の協働の意識を育む～
	4月19日	第8回 (全体会) ・報告会
	5月27日	三次市総合計画策定に向けた講演会 演題：まちの幸福論～自分たちのまちをデザインしよう～ 講師：コミュニティデザイナー 山崎 亮 氏

## (3) まとめ

**■1班 「共に認め合い、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり」  
(福祉、医療など)**

**分野：共に認め合い、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり**

**いきいき健康日本一のまち**

**体制**

- 連携～医療・福祉・保健・介護で情報共有している～
- これを実現させるため…
- ・1患者、1地域、1カルテを確立する。  
⇒個人情報同意の方法を確立する。
- ・地域の包括ケアシステムを発展させる。  
(医・福・保の連携、ワープ相談窓口)
- ・行政・大学病院・医療機関のネットワークを確立する。  
(例：あさひ・ホーリック)
- ・(仮称)高齢者手帳によって医、介、養、家族の情報を共有する。  
⇒何を伝えるのか明らかにする。(ミニマムセッティング)
- 現在の充実した医療体制を堅持していく。

**★：たくさんの実現策のなかで、私たちができること**

**赤字：特に優先的に取り組むべきもの**

**共に認め合い絆で支え合うまち**

**つながり・地域**

- 福祉行政を補完するネットワーク  
～地域でのつながり・自助・共助の総合的推進～
- ～これを実現させるため…
- ・向こう三軒両隣を復活させる→個人情報同意の方法を確立する。
- ・テーマ性のあるコミュニケーションの場をつくる。
- ボランティア～参加促進と活躍の場の確保～
- ～これを実現させるため…
- ・ボランティアに積極的に参加する。
- ・ボランティア登録制度を制定する。⇒男性の参加を促す。
- ・地域コードネイター制度を作り、ボランティアと利用者のマッチングをする。
- 認知症～関心をより高める～
- ～これを実現させるため…
- ・認知症サポート～要成を発展させる。
- ・地域の見守りを充実する。

**★：たくさん実現策のなかで、私たちができること**

**健康寿命の延伸を伸ばすまち**

**★：予防**

- 健康づくりのための動機づけ～自分の健康は自分で守る～
- ～これを実現させるため…
- ・健診・診断を積極的大切さを伝え、予防の動機づけをする。
- ・子どものころから健康の大切さを伝え、予防の動機づけをする。
- ・健診診断の受診を促すため、受診率以外の事業効果を測定し、公表する。  
⇒啓発の人材をはつきりさせる。
- ・生活習慣病の予防を推進する。  
⇒子ども、妊娠、若い親の食育を図る。
- ・運動施設の充実を図るとともに運動プログラムの広報をする。  
煙草対策(禁煙・教育・まなびーなど)を推進する。
- ・自殺やアレルギー対策を推進する。
- ・患者や家族が主体的に病気と向き合っため病気に関する知識を高める。⇒患者図書館を設置する。

**子育て（医療・福祉面から）**

- 医療費の助成～安心して子育てができる。～
- ～これを実現させるため…
- ・子どもの医療費の助成(0歳～中学校卒業まで)を維持する。
- ・子育てもしやすい街ということをWEBで強力な情報発信をする。  
(見せ方の工夫や検索性の向上)
- 人的助成～要介護者、子どもがいても仕事ができる。～
- ～これを実現させるため…
- ・子どもが病気の時や介護で休める仕組みをつくる。
- ・人的な手助けができるような仕組みをつくる。

**■2班 「自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり」  
(環境、防災、生活基盤など)**

**分野：自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり**

**「いろんな人が意見を出し合えて、  
参加できる人輝くまち」**

**自然・環境**

- 「豊かな自然をいかし、  
環境保護に取り組むエコのまち」
- ★川浴場づくりや魚の放流など川に親しむ環境を整える
  - ・親水護岸や散策路の整備を行う
- ★自然体験の場を増やす、環境教育を推進する
- ★都市との交流を活性化させるため、下水道加入や浄化槽設置を推進する
  - ・河川の汚濁防止のため、下水道加入や浄化槽設置を推進する
  - ・川河川の木橋の育成・除害など適切な森林管理を行い、同好会や地域が個人を支援する仕組みをつくる
  - ・在来種の美化をPRし、あわせで外来種の増加などの問題点についても情報を発信する
- ★山・川の資源を有効活用し、消費拡大と特産化をめざす
  - ・主觀的基準ではなく客觀的基準を基に三次の環境を活かしたゴールを設定し、自然環境の保護を進める
  - ・ゴミの減量に向けた明確な目標設定を行い、広報や出前講座などの啓発活動を行う
  - ・生ごみコンボストを普及する
  - ・自然エネルギーに対する助成を行なう
  - ・小水力発電などの自然エネルギーの活用を進めること
  - ・間伐材の積極的な使用などのモデル事業を実施する
  - ★家庭菜園や朝市の育成を進める
  - ★地産地消の取組を企業等へも普及させ、誰もが地元の产品を買う意識をもつ

**人・地域**

- ★女性や若い世代、新しく3次に来た人の意見が反映されやすい仕組みをつくる
- ★広く意見を聞き、正しく伝えることのできる市民を増やす
  - ・市民と行政職員が気軽に意見を交換できる場をつくる
  - ・客観的な視野を持つ、専門的人材やリーダーを育成する
  - ・自治連合へのサポートを強化する
  - ・女性のステップアップにつながる事業を実施する
  - ・地域の絆を深める取組を行う
  - ・中高大字で地域づくりの授業を行い、地域愛を育む
- ★出前講座を活用し、各種事業の周知を図る
- ★市議会提案事業の復活など、市民の意見が事業に反映できる仕組みをつくる

**★：たくさんの実現策のなかで、私たちができること**

**安全・防災**

- ★連絡網の整備など、災害時に備えて常会機能を強化する
- ★避難場所の周知など、防災意識を高める取組を進める
- ★企業や女性へ積極的に呼びかけ、消防士役員を育成する
- ★地域の絆を深め、安心して生活できる環境をつくる
  - ・3.11の教訓を活かし、防災訓練や対策をしっかりと行い、被災地支援ができるまちになる
  - ・音声告知放送を活用し、防災情報を迅速に伝達する
  - ★コンビニなど民間の協力を仰いで、明るい場所がある安心感をつくる

**新しい可能性を創造できるまち**

**都市・交通**

- ・田舎と都会のあいだのまちの存在感を活かす
- ★空き家バンクと農家民泊、農業体験などの連携を図り、移住お試し期間を設定する
- ★所有者へのアプローチ方法を工夫する
  - ・重点エリアを定める
  - ・大学等との連携や市民による番組づくり、放送など、オネットをしつり活用し、加入者を増やす
  - ・空き店舗を活用した異業種オフィスやイーターン制度など、企業を支援する仕組みをつくる
  - ・下水道への接続促進のための補助金を充実する

**★：たくさんの実現策のなかで、私たちができること**

**「思いやりと絆で築くやさしいまち」**

**JRとバスの接続を良くするなど、利用者が使いやすいダイヤにする**

**各地域の現状把握・分析をもとに、専門部会などの議論を深める**

**★公共交通を守るために、利用キャンペーンを実施する**

**・行政・自治連などが連携し、生活交通バス等の充実を図る**

**・高速バスやJRがあることを活かす**

**★公共交通を出来るだけ利用する**

**・可能な限りのパリアフリーを進めるとともに、**

**★商店街などを活用し、必要なものを買える場所を確保する**

**・必要に応じて、道路網の整備を進める**

**■3班 「次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり」（子育て、教育など）**

**分野: 次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり**

**★:たくさんの実現策のなかで、私たちができること**

**キーワード・自然、地域**

- 前の見えるるコミュニティがあるまち
- 町内会や住民自治組織を中心として相互協力体制、子育て支援、文化伝統の継承、食農教育、コミュニケーション能力教育、昔の遊び、情報の受・発信など
- 子どもが主体となって活動する場あるまち
- 豊かなまちを生かした自然・社会体験ができるまち
- 住民自治組織や市民団体による各種活動行事の実施
  - 市がワースト・ブレ許認可、実施団体への助成金支給、情報提供
  - 大学交流、国際交流、社会交流（企業、団体、他地域）のまち
  - ★・中学校の交流促進
  - ★・受け入れの体制づくり
  - 市職員の留学研修制度（国内、国外）

**「ふるさとが子どもを育て、ふるさとを誇りにできるまち」**

**キーワード・学校**

- 多様な個性をもつ子どもへの対応は地域人材を活用
  - 学校と子ども、保護者のコミュニケーションづくりができるまち（報告書類や研究会を減らす、教員の異動が早いので長くする）
  - 市民の意見がダイレクトに教育行政に反映できるまち（県教委、北部事務所、市教委との二重行政の解消）
  - 小中学校のそれぞれの役割を尊重しながら、未就学児教育を含め相互に連携した教育のあるまち（小中一貫校の見直し、幼稚園・保育所との連携）
  - 子どもたちのための学校選択自由制度があるまち
- 学力向上のための教員数を増やすまち
- いじめ解決に取り組むまち
  - いじめ解決プログラム創設、いじめ解決が認められる、評価される制度
  - 子ども同士で認め合う機会づくり（学校内）
  - 保護者同士のネットワークづくり
- 地図を含め、子どもを見守るシステムづくり
- 危機管理体制が迅速で正確に発信できるまち（SNSなどの不正確情報に対抗）
- 三次元地図、栄養士の研修教室…人気メニューの意見交換、おいしい給食づくり
- 学びの自由を助ける通学支援をするまち（高校生は通学手段が少なくバスの学割が少ない、広島市内への通学のため急行みよし号復活）

**「学びたい気持ちを応援するまち」**

**キーワード・子育て**

- 利用・やすい子育てサービスがあるまち
  - 子育て相談窓口の設置、子育て情報発信、乳幼児健診と保健師相談、母子保健推進自活動、子育て支援センター、子育てサポート事業の充実
  - 充実した子どもの医療が受けられるまち（医療費助成、予防接種助成など）
  - 市民団体による子どもの居場所や青少年健全育成の場づくりができるまち
  - ★・子育てサークル、青少年育成団体との取り組みがきちんとまち
  - ★・地域における課後児童俱乐部を運営するまち（住民自治組織と連携）
  - ★・全市で挙げて「塔活」を応援するまち
  - 安心して子育てができる職場があるまち
    - （男性・女性とも育児休暇を取得しやすい職場づくり、育児制度が充実している企業のPR、助成金等待遇制度）
  - 子育てで理解のある生活環境のまち
    - （子どもに配慮した図書館サービス、公共施設のバリアフリー化）

**「仕事も子育てもあきらめない欲張りなまち」**

**キーワード・保育**

- 広く誰でも利用できる保育サービスが充実したまち
  - ・数は多いが希望場所に入れない
  - ・多様な保育希望者に対応できるサービスの提供
  - ・幼保連携型の認定こども園の設置
  - ・0～1歳の待機児童の解消
  - ・第3子の保育料無料の継続
  - ・正規職員を確保して安心して預けられる体制づくり（保育士の職場改善）
  - ・病中の後児への対応強化
  - ・夜間保育の導入
- 未就学児教育が充実したまち
- 危機管理体制が迅速で正確に発信できるまち
- ・保育所、幼稚園を介しての情報の発信と共有

**「子どもとともに成長する保育のあるまち」**

**■4班 「歴史と伝統を継承するとともに、学ぶ喜びをもてるまちづくり」（地域振興、文化、学習など）**

**分野: 歴史と伝統を継承するとともに、学ぶ喜びをもてるまちづくり**

**★:たくさんの実現策のなかで、私たちができること**

**住民自治・生涯学習**

- 情報の発信と受信ができる関係づくり
- 伝統行事実施地域以外の地域から人を呼び込むなどの工夫をし、現在継承されている伝統行事を開催し続ける
- 地域間の交流を活発にするために全市民が参加できる行事を開催する
- 全市民に学習の機会がある図書館を活用する

**芸術・文化**

- プラネタリウムや美術館がある素晴らしい環境を活かした芸術活動の発信をする
- 若き層の後継者を育てるため、聞き取りなどをを行い、意識改革を行う
- 子どもたちから、船舟に乗るなどの体験を通して、文化・歴史に触れ合う機会をつくる
- 伝統行事や史跡文化の実態を把握し、三次市にある文化・歴史の発掘を行う
- 文化的、歴史的な記録を後世に残すためデータベースを作るなどの工夫をする
- 市民ホールなどの文化施設を通して文化を継承する
- 文化的・歴史的事柄についての、子どもから高齢者までの認知度を向上させるため、積極的な情報発信をする
- 三次市オリジナルの統一デザインによるPRをする
- 市外に向けて、ワインカラーを使用するなどの見せ方を工夫した、三次市の特色ある情報発信をする

**「一人ひとりが四季折々の三次を盛り上げるまち」**

**平和・人権・男女共同参画**

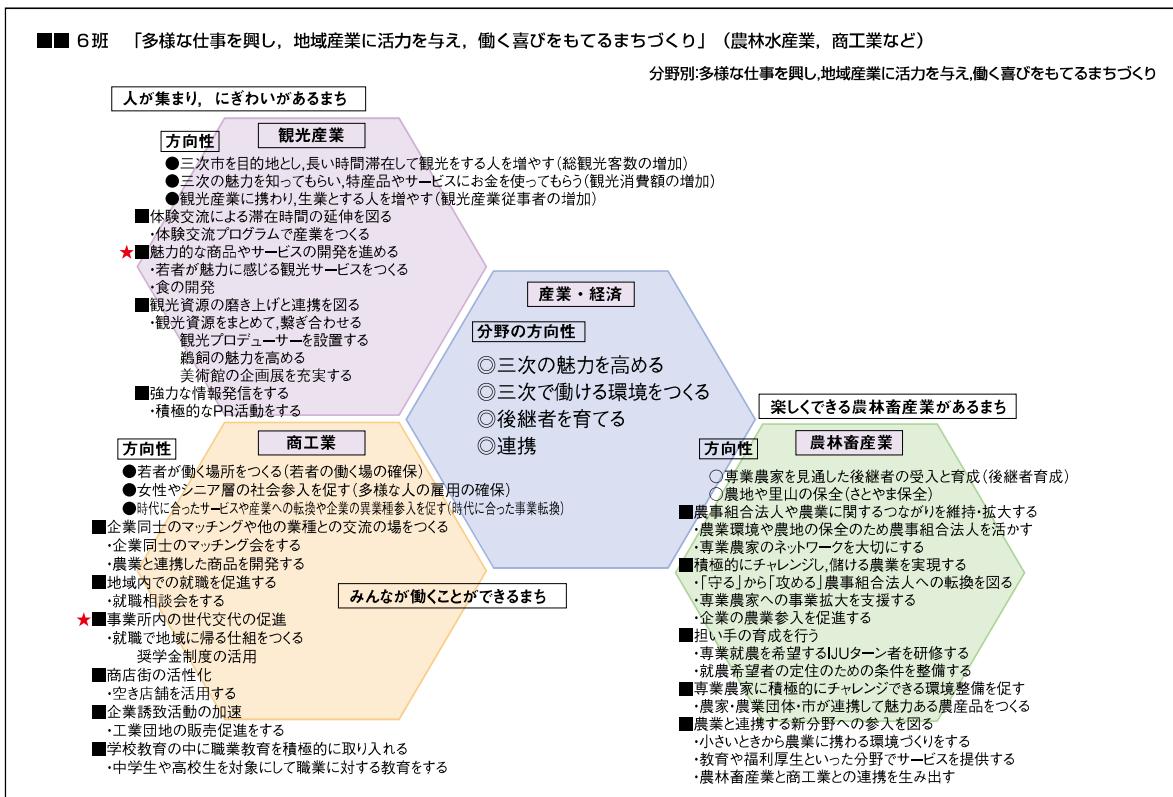
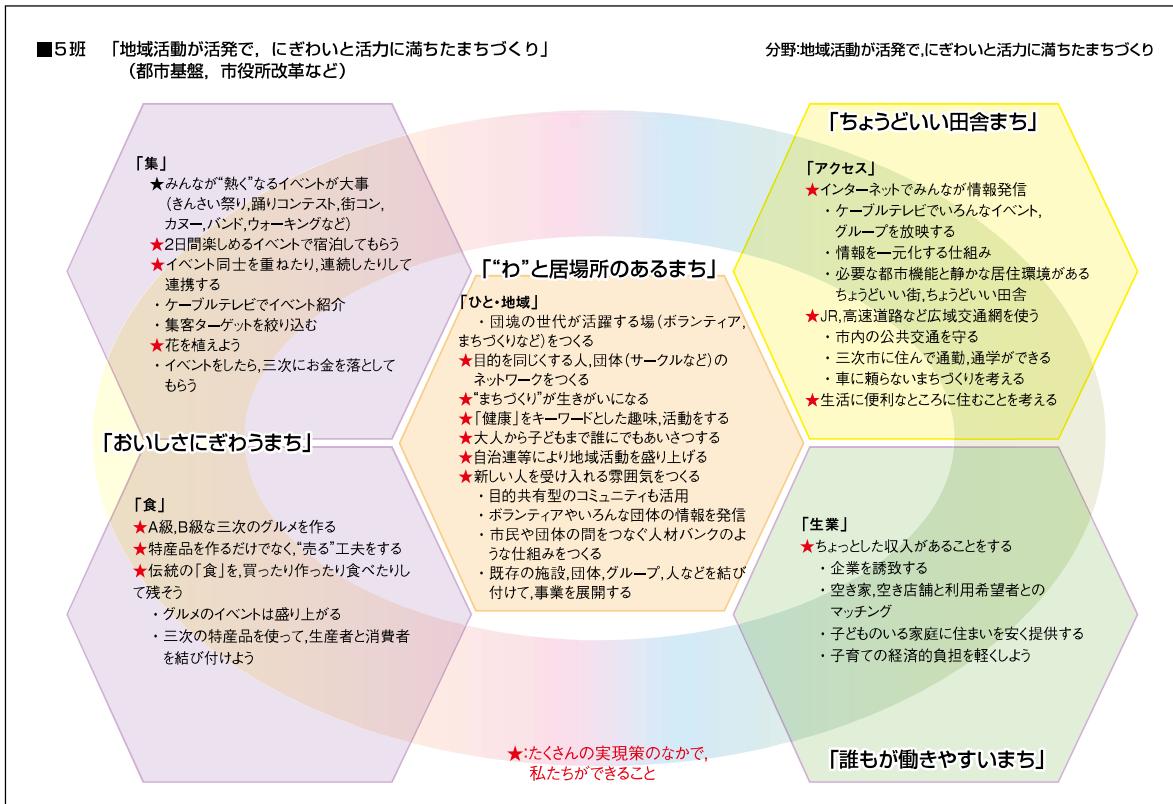
- 戦争の記憶を後世に伝える仕組みを作る
- 結婚がしやすく、子育てもしやすい環境をつくる
- 女性がさらに地域行事や社会的活動に積極的に参加できるような環境づくりをする

**スポーツ**

- 気軽にウォーキングなどのスポーツに参加できるように、日頃からスポーツに慣れ親しめる環境づくりをする
- スポーツ指導者の確保をする
- 私設を有効利用するため、利用状況などの周知をする
- 全市民が参加できるようなスポーツ大会を開催する

**「男女が協力してつくる、人にやさしく住みよいまち」**

**「いつでも、だれでも、体力づくりを実践できる元気なまち」**



## (4) 市民まちづくり塾委員名簿

分野	座長	副座長	委員
共に認めあい、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり	安信 祐治	岡崎 薫	池口 一子, 沖田 陣子, 黒田 博巳 杉田 善信, 添田 龍彦, 富井としみ 花本 好正, 久藤 早苗, 福島 貴子 森本 徳明
自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり	馬場 博通	山田加代子	雨田 佳子, 酒井 久子, 佐々部隆好 高嶋希世美, 武村 優子, 中岡 良子 野口 拓郎, 間谷 宏志
次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり	深水 顕真	浦田 愛	犬石 国男, 長谷川さとみ, 林 久美子 福永真奈美, 正光 祐希, 松重 信子 森 皇代, 柳 久美
歴史と伝統を継承するとともに、学ぶ喜びをもてるまちづくり	升井 紘	的場 由樹	岸本 正行, 坂田 尚也, 鹿本 由美 竹内 克彦, 花神佐市郎, 松島 和枝 松村紘二郎, 村山 朋子
地域活動が活発で、にぎわいと活力に満ちたまちづくり	和田 健作	田村 謙宗	垣内 博昭, 川島 佳子, 小林 勇樹 梵 大英, 土井垣秀子, 野田恵里子 福田 翼, 道原愛二郎
多様な仕事を興し、地域産業に活力を与えるまちづくり	月橋 寿文	麻野 恭子	石田 智史, 片岡 宏文, 児玉 勇 坂田 悟子, 芝床 直樹, 中村 周六 橋本 正二, 横手 進

## (5) 市民まちづくり塾設置要綱

平成24年7月1日告示第153号

(設置)

**第1条** 三次市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、市が目指すべき将来の理想の姿（以下「将来像」という。）を市民の視点で創造するため、三次市市民まちづくり塾（以下「市民まちづくり塾」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 市民まちづくり塾は、次に掲げる事項について、市長に提案するものとする。

- (1) 市の将来像に関すること。
- (2) 市の将来像の実現に向けたまちづくりの基本的な理念に関すること。
- (3) 市の将来像の実現に向けたまちづくりの基本的な戦略及び目標に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認めること。

(組織)

**第3条** 市民まちづくり塾は、次に掲げるまちづくりの目標ごとに分野を設置し、それぞれ10名程度の委員をもって組織する。

- (1) 共に認めあい、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり
- (2) 自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり
- (3) 次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- (4) 歴史と伝統を継承するとともに、学ぶ喜びをもてるまちづくり
- (5) 地域活動が活発で、にぎわいと活力に満ちたまちづくり
- (6) 多様な仕事を興し、地域産業に活力を与える、働く喜びをもてるまちづくり
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める目標

(委員)

**第4条** 市民まちづくり塾は、原則として募集に対し応募した者のうちから、市長が委嘱する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は次に掲げる者のうちから、委員を委嘱することができる。

- (1) 各分野における専門的な知識及び識見を有する者
- (2) 各分野において、実質的な活動に従事している者又は従事した経験を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

**第5条** 委員の任期は、委嘱の日から総合計画の策定が終了するまでとする。

(座長及び副座長)

**第6条** 市民まちづくり塾ごとに座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、当該分野の市民まちづくり塾を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

**第7条** 市民まちづくり塾は、それぞれの座長が招集し、その議長となる。

- 2 市民まちづくり塾は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 市民まちづくり塾の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 市民まちづくり塾は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 市民まちづくり塾は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(庶務)

**第8条** 市民まちづくり塾に関する庶務は、地域振興部企画調整課において処理する。ただし、第3条第1号から第6号までに掲げる分野における各市民まちづくり塾の庶務は、別表に掲げる部署において処理する。

(その他)

**第9条** この告示に定めるもののほか、市民まちづくり塾に関して必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後、最初に開催される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

#### 別表（第8条関係）

分 野	担当部署
共に認めあい、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり	福祉保健部、市民病院部
自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり	地域振興部、総合窓口センター、水道局
次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり	総務部、子育て支援部
歴史と伝統を継承するとともに、学ぶ喜びをもてるまちづくり	支所、教育委員会
地域活動が活発で、にぎわいと活力に満ちたまちづくり	総務部、支所、建設部
多様な仕事を興し、地域産業に活力を与えるまちづくり	財務部、産業部